

お知らせ（器） 002

平成26年9月10日

### 特定器材マスターの改定について

今般、平成26年9月10日付け厚生労働省告示第350号により特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成26年10月1日であることから、平成26年9月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

### 記

材料価格の変更

平成26年10月1日適用

特定器材 コード	特定器材名	金額	
		変更後	変更前
710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上JIS適合品）	1,190	1,078
710010177	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金板状（金12%以上JIS適合品）	1,239	1,094
710010178	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金バー状パラタルバー用	983	913
710010179	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金バー状リンガルバー用	1,090	944
710010181	歯科鑄造用銀合金第1種（銀60%以上インジウム5%未満）	135	142
710010182	歯科鑄造用銀合金第2種（銀60%以上インジウム5%以上）	143	151